

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	災害時における小型船舶活用方策検討業務
業 務 概 要	本業務は、地震や風水害等により陸路が寸断し孤立する地域が発生した場合の小型船舶による災害支援活動を想定し、東北管内の太平洋沿岸域（岩手県、宮城県、福島県）の港湾等を対象に、災害時に小型船舶が接岸可能な施設や防災関連施設等の把握、小型船舶を災害支援に活用するうえでの必要な事項の検討を行うものである。
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 びにその所属する部局 の 名 称 及 び 所 在 地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 木本 仁 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
契 約 年 月 日	令和8年8月7日
契 約 業 者 名	一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区麴町4-5
契 約 金 額	15,180,000 円(税込)
予 定 価 格	15,565,000 円(税込)
随意契約によることとした 理 由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和8年8月7日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和9年2月25日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

随 意 契 約 理 由 書

1. 業 務 の 名 称 災害時における小型船舶活用方策検討業務

2. 契 約 業 者 名 一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会

3. 随意契約理由

本業務は、地震や風水害等により陸路が寸断し孤立する地域が発生した場合の小型船舶による災害支援活動を想定し、東北管内の太平洋沿岸域（岩手県、宮城県、福島県）の港湾等を対象に、災害時に小型船舶が接岸可能な施設や防災関連施設等の把握、小型船舶を災害支援に活用するうえでの必要な事項の検討を行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、一般社団法人日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約を行うものである。